

予定利率のお知らせ

契約日：2024年4月1日～4月30日

商品特徴

- ① 資産の推移と年金受取額が契約時に指定通貨建で確定する外貨建の定額年金保険です。
- ② 多様な受取方法等でマネープランの変化にも対応します。

ご契約時からつづく、「あんしん」のポイント

1 契約時

- 年金額が指定通貨建で確定します。
- 健康状態の告知・医師の診査は不要です。
- 一時払保険料が所定の基準を満たす場合、年金額をより充実させることができます。

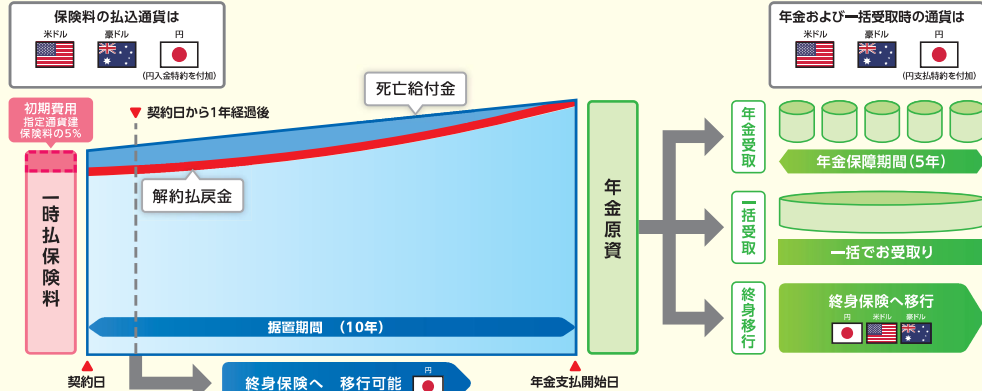
2 据置期間中

- 経過期間に応じた解約払戻金が、指定通貨建で確定します。
- 解約に際してご負担いただく費用はありません。
- ご契約日から1年経過以後、円建の終身保険に移行ができます。

3 据置期間満了時

- 年金保障期間の変更ができます。
- 年金を据え置くことができます。
- 年金を一括で受取ることができます。
- 円建または指定通貨建の終身保険に移行ができます。

● 保険のしくみ(イメージ図)



この商品は太陽生命を引受保険会社とする保険商品であり、預金とは異なります。
また、この保険は外貨建であり、為替リスクがあります。
なお、ご契約後一定期間内に解約されますと、解約払戻金は一時払保険料より少ない金額となります。

本資料は補助資料であり、お申し込みにあたっては、支払事由および制限事項の詳細やクーリング・オフ制度など、ご契約に関する重要な事項について記載している「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特にご注意いただきたい事項

- **為替リスク**：為替レートは日々変動していますので、指定通貨建の年金・死亡給付金・解約払戻金などをお受取時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や年金・死亡給付金・解約払戻金などの金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- **解約時におけるリスク**：お申込みいただく一時払保険料は預貯金とは異なり、一時払保険料の一部は死亡給付金などのお支払いや生命保険の運営に必要な経費にあてられます。したがって、解約払戻金はそれらの必要経費を差し引いた残りを基準として太陽生命の定める計算方法によって計算した金額となります。そのため、ご契約後の一定期間内に解約・減額されますと、解約払戻金は一時払保険料より少ない金額となります。
- **ご契約時の費用**：契約締結などにかかる費用であり、ご契約時に一時払保険料の5.0%を一時払保険料から控除します。
- **ご契約の維持・管理に関する費用**：ご契約の維持・管理にかかる費用および死亡給付金をお支払いするための費用であり、ご契約後に定期的に責任準備金から控除します。※この費用については、保険期間・一時払保険料および予定利率に応じて算出するため、一律の算出方法を記載することはできません。
- **年金の支払・管理に関する費用**：年金のお支払い・管理にかかる費用であり、毎年の年金支払日に年金額の1.0%を責任準備金から控除します。
※この費用については、2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。
- **外国通貨のお取扱いにより負担いただく費用**：
 - ・指定通貨建の一時払保険料(相当額)を円貨から指定通貨に換算される際には為替手数料が必要になります。また、指定通貨建でお受取りになった年金・死亡給付金・解約払戻金などを円貨に交換される際には為替手数料が必要になります。
※為替手数料は金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。
 - ・「円入金特約」・「円支払特約」を付加する場合、つぎのとおり、太陽生命所定の特約用の為替レートを適用します。この場合、適用レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料のご負担が生じます。

指定通貨	米ドル	豪ドル	指定通貨	米ドル	豪ドル
円入金特約の適用レート	TTM+50銭	TTM+50銭	円支払特約の適用レート	TTM-50銭	TTM-50銭

※TTM(対顧客電信仲値)とは、金融機関などで外貨を売買する際の基準レートをいい、太陽生命が指標として指定する銀行が公示する値となります。1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

この適用レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

・一時払保険料(相当額)を指定通貨で払込む際や、年金・死亡給付金・解約払戻金などを指定通貨建でお受取りになる際には、送金手数料、引出手数料などの費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

※上記の諸手数料は金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

- 本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。申込者またはご契約者は、つぎの①～③のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。お申込みの撤回などは、書面または太陽生命ホームページによるお申出方法があります。

① 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」*の交付日

② 保険契約の申込日

③ 一時払保険料(相当額)が太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した日

* 保険契約の申し込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面です。

- 引受保険会社の経営破綻などにより、死亡給付金、解約払戻金および将来の年金額などが削減されることがあります。太陽生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」)は、保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保険契約者などの保護を図ることにしています。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「My年金Best外貨2」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「My年金Best外貨2」は太陽生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「My年金Best外貨2」の引受保険会社である太陽生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申込め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申込みの有無などについて、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

(お問い合わせ、ご照会) 募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)

https://www.bk.mufg.jp

2022年4月現在

(ご契約後のご照会) 引受保険会社

太陽生命保険株式会社

(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

お客様サービスセンター 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

ホームページアドレス https://www.taiyo-seimei.co.jp/

個-980-23-721(2024/3/26)

